

7-4
18

次官

新 聞 表

昭和21年10月7日 第11号

此度國民學校令施行規則の一部が改正公布され即日實施されることとなつた。これは従來初等科第三學年以上の學年に於ては兒童の數が男子に分つて學級を構成するに足るときは性別に依り組を分つことになつてゐたがややもすれば、學級實施上支障ともなつてゐたこともあつたので今回従前規則も添ま直に地方の實情に即應して、男女共進の趣見に、男女共用由來る、兼に措置したものである。

山崎 144